

わかやま紀州材利用推進店登録制度実施要領

第1 目的

知事は、和歌山県の林業・木材産業の活性化を図るため、本要領に掲げる要件を満たしたものを「わかやま紀州材利用推進店（以下「利用推進店」という。）」として登録することにより、県外での紀州材の利用拡大と普及を促進するものとし、その実施に関しては、この要領に定めるところによる。

第2 定義

各用語の定義は、それぞれ次に掲げるとおりとする。

- (1) 紀州材 和歌山県内の森林で生産され、和歌山県内で製材加工された木材及び木材加工品で、紀州材認証システム実施要綱（平成22年制定）により認証されるものをいう。
- (2) 紀州材証明者 紀州材認証システム第2条第3に規定される証明者をいう。
- (3) 建築事業者 建築基準法、建設業法、建築士法及びその他の法令に基づき営業する工務店等をいう。

第3 利用推進店の登録

- (1) 紀州材の利用に意欲を有する建築事業者は、利用推進店として登録を受けることができる。
- (2) 前項の登録を受けようとする建築事業者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

提出書類		様式
1	登録申請書	別記第1号様式
2	誓約書	別記第2号様式
3	役員名簿	別記第3号様式
4	紀州材利用協定書の写し	別記第4号様式
5	建設業法に基づく建設業許可証の写し	
6	会社等の概要資料（総会資料、パンフレット等）	

第4 登録の要件等

- (1) 申請者は、次に掲げる要件を全て満たさなければならない。
 - ① 和歌山県外に本社を有すること。
 - ② 建築基準法、建設業法、建築士法及びその他の法令に基づき営業し、必要な許認可等を取得していること。

- ③ 紀州材を使用した建築の推進に積極的に取り組む意思があること。
- ④ 紀州材証明者と紀州材利用協定を結び、紀州材の利用拡大を図ること。
- ⑤ 和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）第2条第3号の暴力団員等又は同条第1号の暴力団若しくは同条第2号の暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- ⑥ 公序良俗に反する者ではないこと。
- ⑦ 政党その他の政治団体ではないこと。
- ⑧ 宗教上の組織又は団体ではないこと。

第5 申請書の提出先

申請書等の提出場所及び事業の内容・作成等に関する問合せ先

〒640-8585

和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県農林水産部 森林・林業局 林業振興課

TEL：073-441-2968 FAX：073-433-1037

第6 登録証の交付

- (1) 知事は、第3の(2)に掲げる申請書を受理したときは、当該申請書の内容について審査し、適当と認めるときは、利用推進店として登録を行うものとする。
- (2) 知事は、前項の登録を行った場合には、登録申請者に対し、登録証（別記第5号様式）を交付するとともに、登録簿（別記第6号様式）を作成し、県のホームページへの掲載により公表するものとする。

第7 登録事項の変更

- (1) 登録事業者は、次のいずれかに該当することとなったときは、速やかに変更届出書（別記第7号様式）に知事が必要と認める書類を添えて知事に届け出なければならない。
 - ① 氏名若しくは名称又は法人にあたっては、その代表者が変更となったとき
 - ② 住所若しくは所在地又は連絡先が変更となったとき
- (2) 知事は、前項による届け出があったときは、登録事業者に対し、登録証の変更交付、登録簿の変更、その他必要な措置を行うものとする。

第8 登録証の再交付

- (1) 登録事業者は、登録証を汚損し又は紛失したことにより、登録証の再交付を受けようとするときは、登録証再交付申請書（別記第8号様式）を知事へ提出しなければならない。
- (2) 登録事業者は、登録証の汚損により再交付を受けようとするときは、汚損した登録証を知事に返納しなければならない。

- (3) 登録証を紛失したことにより再交付を受けようとするときは、紛失した登録証が発見された時点で、速やかに知事に返納しなければならない。
- (4) 知事は、前項による申請があったときは、新たに交付する登録証にその旨を付記するものとする。

第9 登録の取消

- (1) 知事は、登録事業者が次のいずれかに該当すると認めるときは、その登録を取り消しすることができる。
 - ① 取消の申し出があったとき。
 - ② 廃業又は解散等により建築事業に取り組まなくなったとき。
 - ③ 偽りその他不正な手段による登録が判明したとき。
 - ④ 第4に掲げる責務及び遵守事項に反したとき。
 - ⑤ 施主に不利益を与える等の不当行為、紀州材の信用を著しく失墜させる行為その他利用推進店として不適当と認められる事由が判明したとき。
- (2) 知事は、前項の③から⑤の理由により登録を取り消したときは、当該登録事業者あて登録取消通知書（別記第9号様式）により登録の取り消しについて通知するとともに、その旨を県のホームページにより公表するものとする。
- (3) 登録を取り消された者は、すでに交付を受けた登録証を知事に返納しなければならない。
- (4) 登録を取り消された者は、登録を取り消された日の翌日から起算して1年の間、第3の申請を行うことができない。

第10 その他

この要領に定めるもののほか、運用に関し必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

わかやま紀州材利用推進店登録申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

(申請者)
所在地又は住所
事業者名（法人名及び代表者名又は氏名）

紀州材の利用拡大と普及に積極的に取り組みたく、わかやま紀州材利用推進店として登録を受けたいので、わかやま紀州材利用推進店登録制度実施要領第3に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

法人・個人の別	<input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 個人
事業者名 (法人名及び代表者名又は氏名)	(フリガナ)
業種	
木造住宅建築実績	建築 () 棟 ※前年度の実績棟数
所在地又は住所	
電話番号	
FAX番号	
メールアドレス	
HPアドレス	
事務担当者名	役職 氏名
建設業許可番号	
その他PR	

※ 建設業法の許可を受けていることを確認することができる書類を添付すること。

※ 申請者の概要がわかる概要資料（総会資料、パンフレット等）を添付すること。

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

（該当する部分に☑してください。全ての項目に☑がある方のみが申請可能です。）

記

- 申請者は、わかやま紀州材利用推進店登録制度実施要領（以下「要領」という。）に規定する登録要件を満たし、紀州材利用協定書により協定を締結した協定者とともに、紀州材の利用拡大と普及に努めます。
- 申請者は、和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）第2条第3号の暴力団員等又は同条第1号の暴力団若しくは同条第2号の暴力団員と密接な関係を有する者ではありません。
- 申請者は、建築基準法、建設業法、建築士法及びその他の法令に基づき営業し、必要な許認可等を取得しています。
- 申請者は、政党その他の政治団体ではありません。
- 申請者は、宗教上の組織又は団体ではありません。
- 申請者が登録申請書に記載した内容及び上記の誓約内容については偽りありません。

年 月 日

（申請者の記名）

社名・団体名

代表者（職）氏名

役員名簿

法人名等称： _____

※該当する年号を○で囲んでください。

役職名	(ふりがな) 氏名	住 所	生 年 月 日
			大・昭・平 年 月 日

※ 法人の登記事項証明書に記載されている役員全員（現在就いている方）について記載してください。

※ 収集した個人情報については、わかやま紀州材利用推進店の登録に係る事務で使用し、その他の目的のためには使用しません。ただし、本県が必要と認める場合は、本役員名簿を警察当局へ照会します。

紀州材利用協定書

（建築事業者）（以下「甲」という。）と、（紀州材証明者）（以下「乙」という。）とは、紀州材の継続的な取引に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲と乙が協力し、和歌山県の林業・木材産業の活性化を図るため、紀州材の利用拡大と普及推進を目的とする。

（実施内容）

第2条 甲と乙は、第1条の目的を達成するため、相互に協力し情報及び意見交換に努め、次に掲げる事項を実施する。

- （1）建築における紀州材の積極的な利用
- （2）紀州材の安定的な供給
- （3）紀州材の普及に繋がる啓発活動

（その他）

第3条 この協定に定めるもののほか、この協定の履行に関し必要な事項は、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

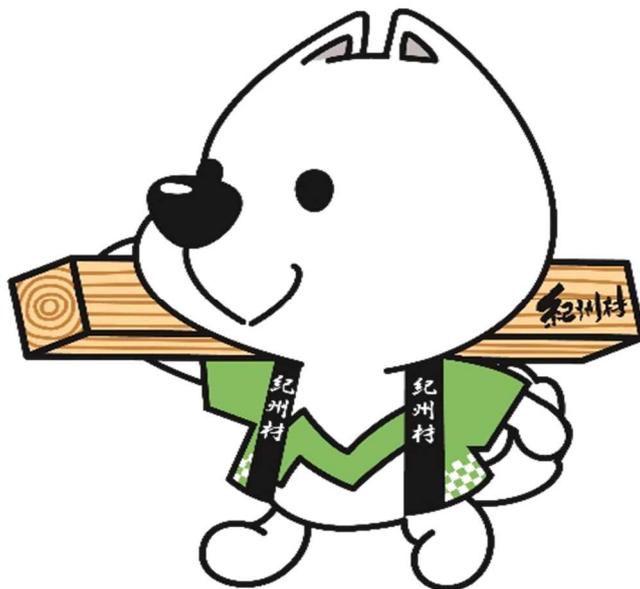
この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保管する。

年 月 日

甲 住所
氏名（法人名称及び代表者名又は氏名） 印
（建築事業者）

乙 住所
氏名（法人名称及び代表者名又は氏名） 印
（紀州材証明者）

登録番号 第 _____ 号



わかやま紀州材利用推進店 登録証

登録事業者名称 _____

所在地又は住所 _____

上記事業者を「わかやま紀州材利用推進店」として登録します。

年 月 日

和歌山県知事 仁坂吉伸 印

わかやま紀州材利用推進店登録簿

登録 番号	登録 年月日	登録事業者名 (法人名及び代表者名又 は氏名)	所在地又は住所	連絡先
第 号				TEL: FAX: E-mail: HP:
第 号				TEL: FAX: E-mail: HP:
第 号				TEL: FAX: E-mail: HP:
第 号				TEL: FAX: E-mail: HP:
第 号				TEL: FAX: E-mail: HP:
第 号				TEL: FAX: E-mail: HP:
第 号				TEL: FAX: E-mail: HP:
第 号				TEL: FAX: E-mail: HP:
第 号				TEL: FAX: E-mail: HP:

わかやま紀州材利用推進店変更届出書

年 月 日

和歌山県知事 様

(申請者)
所在地又は住所
事業者名（法人名及び代表者名又は氏名）

わかやま紀州材利用推進店登録制度実施要領第7の（1）に基づき、次のとおり届け出ます。

記

1. わかやま紀州材利用推進店登録番号等

- (1) 登録番号 第 号
(2) 登録年月日 年 月 日

2. 変更の内容

変更前	
変更後	
変更の理由	

3. 変更年月日

年 月 日

わかやま紀州材利用推進店登録証再交付申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

(申請者)

所在地又は住所

事業者名（法人名及び代表者名又は氏名）

年 月 日付け第 号で交付を受けた、わかやま紀州材利用推進店登録証の再交付を受けた
いので、わかやま紀州材利用推進店登録制度実施要領第8の（1）に基づき、申請します。

記

1. わかやま紀州材利用推進店登録番号等

(1) 登録番号 第 号

(2) 登録年月日 年 月 日

2. 再交付を申請する理由

わかやま紀州材利用推進店登録取消通知書

林第 号
年 月 日

登録事業者 様

和歌山県知事 印

わかやま紀州材利用推進店登録制度実施要領第9の（2）に基づき、次のとおりわかやま紀州材利用推進店の登録を取り消したので通知します。

記

1. わかやま紀州材利用推進店登録証記載事項

- (1) 登録事業者名称
- (2) 所在地又は住所
- (3) 登録番号 第 号
- (4) 登録年月日 年 月 日

2. 取消の理由

※ 登録を取り消された事実は、県のホームページへの掲載その他の方法により公表します。